

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 5 年 度 第 7 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成25年11月8日（金曜日） 午後1時30分から午後4時25分まで

2 場 所

京都市国際交流会館 研修室

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，前田会長代理，関川委員，東委員，松本委員，南部委員，西嶋委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導部長，溝上建築指導課長，林道路担当課長，中山建築審査課長，高木建築安全推進課長，門川担当係長，井上企画基準係長，加藤道路第一係長，竹内道路第二係長，木下細街路対策係長，澤木係員，西坂係員

【参考人】

湯浅構造担当課長（建築審査課），岡田課長補佐（消防局予防部）

【傍聴者】

1名

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成25年度第6回会議議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の制定について

(3) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく意見の聴取 東山区における伝統的木造建築物の保存活用計画について

(4) 包括同意案件に関する報告

ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（16件）

イ 花園中学高等学校における校舎棟増築工事に係る日影許可

ウ 立命館大学衣笠キャンパス新図書館（仮称）増築工事に係る日影許可

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）

(6) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（倉庫：伏見区1件）

(7) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：南区1件，上京区1件，伏見区2件）

- (8) 特定通路制度の規定整備について
- (9) 包括同意案件に関する報告
特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可
(専用住宅：右京区1件，下京区1件，西京区1件)
- (10) その他
全国建築審査会会長会議及び記念シンポジウムについて

5 公開・非公開の別

- 一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
 - ・公開：上記の議題（1）から（5），（10）
 - ・非公開：上記の議題（6）から（9）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成25年度第6回会議議事録の承認
結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成25年12月13日（金）の午後1時30分からウィングス京都で開催することとした。

(2) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の制定について

ア 報告の概要

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の制定について，事務局から説明を受けた。

(3) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく意見の聴取

[東山区における伝統的木造建築物の保存活用計画について]

ア 意見の聴取の概要

建築基準法第3条第1項第3号及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づき，東山区における伝統的木造建築物に係る保存建築物の登録について，処分庁から資料の提示及び説明を受け，意見を述べた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
6	東山区栗田口栗田山南町1番地他	青蓮院 代表役員 東伏見 慈晃	寺院

イ 意見の聴取の結果：提案された計画について，修正や追加説明を求める意見はなかった。

条例に基づく保存建築物への登録後に，建築基準法第3条第1項第3号に基づく同意について，持ち回り審議を行うこととなった。

ウ 質疑等

委員：近隣の消防署から消防車が計画地に到着するため，必要な時間はどれくらいですか。

処分庁：通報を受け、現地到着までに20分程度かかりますが、防火水槽等を設置し、自主的に初期消火の対応に努めることで対応されています。

委員：火を焚く内陣の内装は、どのような仕上げになっているのですか。

処分庁：内陣については、建築基準法を適用除外する建物ではないので、現行の建築基準法において計画され、建築確認を取っています。火気使用室のため、室内の壁及び天井については内装制限がかかり、仕上げは不燃材料となっています。

委員：消防車進入経路は、消防車が通行できる十分な幅員が確保されているのですか。

処分庁：幅及び高さについて4メートルの空地を確保することとなっており、本件についても確保されています。

会長：火災時とは、内陣で火を焚いた時に、外陣等に燃え移ることを想定していますか。

処分庁：はい。火災が起きた時にいち早く察知し、初期消火にあたります。また、燃え広がらないように防火シャッターを設け、速やかに避難できるように計画されています。

委員：防火シャッターが下りてきても、人は外へ逃げられるのですか。

処分庁：はい。平屋であり、すぐ外に逃げられるよう計画されています。

会長：今回提案されている内容で、特に問題ないということでしょうか。

各委員：はい。

処分庁：今後の建築基準法の適用除外に係る同意について、手続の円滑化をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

会長：条例に基づく保存建築物の登録後に、持ち回り審議をしていただき、手続を進めていくことでお願いします。

(4) 包括同意案件に関する報告

[ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（16件）]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
605	下京区西七条赤社町26-2番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
606	左京区東丸太町42-2番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
607	中京区西ノ京鹿垣町3-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
608	中京区西ノ京左馬寮町3-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
609	中京区梅屋町174-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
610	左京区東丸太町1-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家

611	北区小山西花池町6-9番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
612	左京区高野竹屋町1-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
613	左京区田中上古川町25番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
614	左京区田中飛鳥井町64番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
615	左京区田中飛鳥井町63番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
616	南区東九条烏丸町30番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
617	南区東九条上御霊町67-1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
618	南区東九条東御霊町31-2番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
619	中京区錦大宮町115-5番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
620	左京区高野東開町1-23番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家

イ 報告の結果：了承

[イ 花園中学高等学校における校舎棟増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
302	右京区花園木辻北町1番地1他	学校法人 花園学園 理事長 栗原正雄	中学校及び高等学校

イ 報告の結果：了承

[ウ 立命館大学衣笠キャンパス新図書館（仮称）増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
303	北区等持院北町56番地1他	学校法人 立命館 理事長 長田豊臣	大学

イ 報告の結果：了承

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1029	北区上賀茂菖蒲園町26-10	株式会社ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城一守	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（農業用倉庫：伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

報告番号	申請場所	申請者	用途
9018	伏見区	(個人)	農業用倉庫

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：通路と水路の間の官有地部分の占用許可は不要なのですか。

処分庁：この部分は、環境政策局が管理している通路の範囲と捉えており、新たに占用許可を取る必要はないと考えています。

(7) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：南区1件，上京区1件，伏見区2件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1024	南区	(個人)	専用住宅
1025	上京区	(個人)	専用住宅
1030	伏見区	(個人)	専用住宅
1031	伏見区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

報告番号【1031】について

委員：通路に設置されているバリカーについて、許可基準ではどう記載されていますか。

処分庁：許可基準には、「門扉等の通行上支障のある物がないこと」としています。今回は、固定されたものではなく、すぐ外せるものなので、通行上は支障ないと判断しています。本件の通路は駅のすぐ近くであるため、不法駐輪等に悩まされて

おり、このような措置をあえてされています。

委員：バリカーを設置しているのは、自治会の方ですか。

処分庁：通路の所有者の方々の合意で設置しているものだと思いますが、誰が設置し管理しているかを調査し、報告させていただきます。

(8) 特定通路制度の規定整備について

ア 報告の概要

特定通路制度の規定整備について、事務局から資料の提示及び相談を受けた。

(9) 包括同意案件に関する報告

[特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：右京区1件、下京区1件、西京区1件)]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1026	右京区西京極西川町49-1	株式会社 嵯峨野不動産 代表取締役 堀越秀郎	専用住宅
1027	下京区西七条南月読町60-4	株式会社 ドリームホーム 代表取締役 藤井正和	専用住宅
1028	西京区桂芝ノ下町42-11	株式会社 リアルホーム 代表取締役 葉山栄治	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(10) その他

全国建築審査会長会議及び記念シンポジウムについて

ア 報告の概要

全国建築審査会長会議及び記念シンポジウムについて、事務局から資料の提示及び報告を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄